

添付資料「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の見直しについて

添付資料「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」について、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（一般社団法人原子力安全推進協会）」の改正（2021.6）に伴い、設工認の解析業務に関する事項の記載を見直すものである。

なお、今回の見直し内容は、記載の明確化であることから、従来の解析業務に影響を与えるものではない。

解析ガイドライン改正に伴う設工認 添付資料の主な見直し概要  
（解析業務の計画に明確にすべき事項の明確化）

| 見直し前  | 見直し後   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>解析業務の実施体制</u></li> <br/> <li>・ <u>解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）</u></li> <br/> <li>・ 使用する計算機プログラムとその検証結果※<br/>※：解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。</li> <br/> <li>・ 解析結果の検証</li> <br/> <li>・ 委託報告書の確認</li> <br/> <li>・ 解析業務の変更管理</li> <br/> <li>・ 記録の保管管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>解析の目的</u></li> <br/> <li>・ <u>実施体制</u></li> <br/> <li>・ <u>解析及び審査、検証の実施者</u> ①</li> <br/> <li>・ 解析業務の作業手順 ②</li> <br/> <li>・ <u>各作業プロセスの実施時期</u> ③</li> <br/> <li>・ 使用する計算機プログラムとその検証結果※<br/>※：解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。<br/>④</li> <br/> <li>・ <u>解析結果の検証方法</u></li> <br/> <li>・ 委託報告書の確認</li> <br/> <li>・ 解析業務の変更管理</li> <br/> <li>・ 記録の保管管理</li> </ul> |

（補足）

上表の「解析業務の作業手順」に続く括弧書きの削除の考え方は以下のとおり。

- ✓ 「デザインレビュー」は計算機プログラムの検証と同意であり、④と重複した記載を削除したもの。
- ✓ 「審査方法」は審査の実施者を①に記載したことから、②に含まれることが読めるため、削除したもの。
- ✓ 「時期」については③に記載したことから、削除したもの。